

第3回基本項目等検討小委員会 会議録

日時：平成16年6月1日(火)
場所：風連町役場 大会議室

1. 開 会

向井原幹事：皆様、こんばんは。本日は大変お忙しい中、出席いただきまして、大変ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会第3回基本項目等検討小委員会を開催させていただきたいと思います。

この会議は、小委員会規定第7条第3項によりまして、成立には過半数の委員の出席が必要とされておりますが、本日17名中、今のところ14名が出席されておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

ここからは、小委員会規定の第7条第2項の規定によりまして、委員長さんに議長を務めていただくことになっておりますので、福光委員長さん、この後、この会を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2. 委員長挨拶

福光委員長：大変ご苦労さまでございます。

ただいまから、基本項目等検討小委員会を開催してまいります。

今日の会議に、中野委員から欠席の申し出がありました。また岡本委員につきましては、別な会議があつて若干遅れるということで、黒井委員からも欠席の申し出がございましたので、ご報告を申し上げます。

第2回目の、この小委員会でA-項目5つの問題について議論をしていただきましたけれども、5番目の財産の取扱いについては議論に入ることができませんでした。A-項目の(1)から(4)、合併の方式、合併の期日、それから新市の名称、事務所の位置、そうしたことについても一定程度の議論をいただきましたけれども、結論を見ることができませんでした。

また、委員の方々からは、合併の方式についても、もう一度しっかりとそれぞれの自治体の委員の方々で議論をしてまいりたいという意見がございまして、合併の方式並びに期日については、今日に持ち越しをすることになりました。今日の第3回目の検討小委員会で、これまで議論のあったことについて、皆様が話し合いをしてきていただいたそのことについて、それぞれの方々から発言をいただきたいと考えております。

合併の方式、合併の期日につきましては、一定程度、本日結論を出してまいりたいと考えております。また新市の名称だとか、事務所の位置についても、出来れば遅くとも次回の検討小委員会で結論が見出せればというふうに、委員長としては考えているところでございます。

3. 議 事

福光委員長：そういうことから、改めて今日、皆様に合併の方式と合併の期日について、それぞれの委員の方々の考え方を改めて開陳をしていただきたいと思います。発言はごさい

ませんか。

前回の第2回目の小委員会で、風連町さんの委員の方々から、もう一度、持ち帰って検討してはどうかという意見がございましたけれども、風連町の委員の方々、そのあたりのところはいかがでしょうか。発言していただきたいと思っておりますけれども。

はい、どうぞ。佐藤委員。あらかじめ、前回も申し上げましたけれども、名前を言ってから発言ということで、よろしく願いいたします。

佐藤委員：風連の佐藤です。

ただいまの合併方式についての考え方を申し上げたいと思いますが、このことについては先の風連町・名寄市合併協議会設置に向けた基本的な考え方という風連町長 柿川弘さん、それから名寄市長 島多慶志さん、両氏による基本的な合意を基にして、それぞれの自治体で住民説明、或いは住民懇談会を行って、更には両議会で法定協議会設置に向けての合意を得て、今日に至っているわけです。

そんな中で、前回の経緯があった訳ですが、基本的な理念としては、7項目の中の第1の合併の方式は、新設合併とするということで、対等というよりも、私は新設というところに重きを置いて、今後、考えていきたいと思っております。

ただし、両自治体が置かれている現実をしっかりと直視しながら、しかしながら理想を失うことなく、新しい基礎自治体の設置に向けて、これから具体的な項目に入っていくべきだと私は考えております。

以上です。

福光委員長：ただいま佐藤委員から、合併の方式については新設合併という言い方で、合併方式を決めてはという発言がありましたけれども、ご異論ございませんか。

はい、斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤ですが、ただいまの委員長の議事の進め方で、1、2、3、4と、こういう方向で今日、一定程度進めたいと、こういう内容でありますけれども、しかし前回の経過を見ましても、1と3と申しますか、ここら辺はどうしてもやはり関連のある項目ではなからうかと、思うものですから、そういう面で私はあえてこの1と3については、ここで一定の一体となった論議といいますか、そういう形で発言していいかどうか、その点、伺いたいのですけれども。

福光委員長：今、斉藤委員の発言で、合併の方式と新市の名称と、どうしても絡む問題だから、発言のときにはそのことについて絡ませて発言していいのかという発言でございますけれども、これを二つまとめて発言をしていただいて、さらに皆さんと議論をしていくという上で、合併の方式、あるいは合併の期日がすんなりと決まっていくのかという不安も私の中では現実にあるわけです。

ですから、できればそういう絡みがあるということを承知しながら、合併の方式というものを一定程度方向性といいますか、結論を出したいと考えているのですけれども、そのことについて委員の方々でご意見、発言がございましたらば、お受けをしたいと思っております。

はい、どうぞ。

野本委員：野本でございます。

私も今、斉藤さんもおっしゃるように、これは前回の2回目の会議のときにも、この1と3の問題が出ましたけれども、この1につきましては、やっぱり基本的に新設合併ということで、双方の首長の間で、また首長がそういった署名に至るまでには、双方の地域住民の思いも込めての合議事項だと私たちも判断をしておりますから、まずスタートは、やっぱり新設合併ということで共通認識に立たないと、なかなか次の本題に非常に入りづらいということです。基本的なことは、これは首長が請われたから、そのままということにはならないと思いますので、私はやっぱりあくまでも新設合併という基本を軸にしていかないと、以下の話がどうも進まないのではないかと。

それから、新市の名称につきましても、過般いろいろなやりとりがございましたけれども、それぞれ100年の生活、文化を大切にしながら、それぞれの思いは、これはもう当然のことですから、やっぱり生まれ育ったこの名前、地を大切にしようという思いを、これをどこでどうするかということは、やがてどこかの時点で歩み寄って、これから100年の地域づくりのための指針を出さなければならないのしょうけれども、昔のことわざで、小異を捨てて大同につくという言葉がありますけれども、こういった重要案件についてはやっぱり小異を大切にしながら、大同につくという姿勢がやっぱり新設合併の基本ではないかと、そういうことで、我が町についても、今月の20日過ぎから住民懇談会が行政サイドで予定をされておりますし、こういった新市の名称等については、それぞれ名寄さんにも、我が風連町の住民の方々も、それぞれ思いが十分お持ちでしょうから、そういった住民の思いもこの協議会では大切にしていかなければならない一面かと思っておりますし、今、委員長さんは、できれば次回ぐらいまでにはある一定方向ということのようですけれども、そういった思いを今、即どうだというよりも、そういったこのエリアに生活する人方の思いを大切にしながら、この協議会としては一つの考え方として整理がつければ、僕は一番ベターかな、ちょっと遠回しで大変恐縮でございますけれども、また議論が深まった段階でまた意見をします。

以上でございます。

福光委員長：他に発言ございませんか。

ただいま、岡本委員が出席いたしました。

斉藤委員、そういうことで、A - 項目の第1の合併の方式については、まず決定をしてということでご理解いただけますか。

斉藤委員：それぞれお話がありましたように、この合併に当たっての7項目の冒頭に、この合併の性格については新設対等合併と、というような内容でありましたし、私としてもそれぞれ歴史を持っている町と市が合併するわけですから、そういう面での基本的な性格としては、非常に大事だろうと、そういう点で考え、この協議会を立ち上げるについても賛同しながら参加してきたわけでありますが、実際にこの論議が始まりまして、具体的に名前の問題ですとか、事務所の問題が出てくるわけですから、その時点で、こういうスタンスだったの

だから、これはどうなのだろうということに、絶えず、そこで行ったり来たりするよりも、今のうちに一定の方向というのを、名前などについても、住民の要望を聞いて、それは決めていくというふうにしようとするのか。

この小委員会で一定の試案といいますか、方向づけをするのか、こういうふうにもなるのですけれども、しかしそれぞれ協議の経過もありますから、私は一定案をここで出すことによって、それぞれの論議が一層深まってくると、こういうふうなこともあるものですから、今日は私もちょっとこだわっておりますけれども、方式とあわせて、文字どおり新設ですから、先ほど佐藤委員の方からは、対等を抜かして新設でと、こういうふうに言われましたので、全く新しく作っていく訳ですから、それはそのとおりなのですけれども、それは私も異を唱える必要はありませんが、同時に新しい市ではあるけれども、名称がどうあるべきなのかということについては、私はリンクするというか、一緒に考えていかなければならないなと思っているものですから、そういうような考え方を持っているということを理解していただければ、私はいいと思います。

福光委員長：はい、どうぞ。

中館委員：中館でございます。

法定に入る前の各首長の協定があって、その合意ができて法定に入ってきたという経緯があるのですね。それを今になってその対等云々ということをして先に決議をしないで論議をするということは、法定に入った意義がおかしくなると思います。その辺のところも理解をしていただいて、やっぱり決定するものは決定して、首長がやっぱり判こを押しているものは重いのだと思うので、その辺のところも考えていただいて、委員長さんが仕切っていただきたいと、思います。

福光委員長：それぞれ今、ご意見をいただきました。

齊藤委員から、3番目の新市の名称もリンクすべきではないかというご意見もありましたけれども、委員長としては、これは両首長の合意によるもので、検討委員会の中でも一定程度合併の方式について出されておりますので、それを受けて小委員会でも決定をしたいと考えておりますし、新市の名称につきましても、合併の方式というものが新設合併、対等合併というものを頭に置きながら、事務所の、あるいは新市の名称のところで発言をしていただければいいのではないかと考えておりますので、まずA-項目(1)の合併の方式につきましても、新設合併ということで決定してよろしゅうございますか。異議ございません。

(「異議なし」と言う者あり)

福光委員長：それでは、決定をさせていただきます。

合併の方式については、新設合併とするということで、当小委員会では決定することいたします。

2番目の合併の期日でございますけれども、第2回目の委員会で、事務局の方から説明をいただきました。

合併特例法によりますと、17年の3月までに両議会の議決が必要ということになっております。新たな合併特例法では最終調印を1年間延ばすことができますので、最大18年の3月31日が合併調印という期日になるかと思えますけれども、合併の期日を18年の3月31日までにするか、或いは18年3月31日をめどにするか、文言の整理は必要だと思えますけれども、18年の3月31日というその一つの最後の区切りのところで、合併の期日を決定したいというふうに委員長、副委員長では判断しておりますが、各委員の皆さん方にご異論、ご意見ございますか。

18年の3月31日までに、事務の事務がその前に終われば早く合併調印することができます。ですから最大限18年の3月31日しておくというふうに如何かというふうに思えますけれども。

木賀委員：名寄の木賀です。

これも、市長、町長が合併協議の中の1つ入っておりますので、3月までに合併すると。帰ってお互いに合意していることですから、私はこれが最大限だと思います。その前にできればやるということで結構だと思いますよ。

福光委員長：はい、どうぞ。

林委員：風連の林ですけれども、ちょっと私わからないのですけれども、期日はそれまでということなのですけれども、それでは小委員会として全く、日にちを定めなくて、事務ができた段階で合併するなどということになるのですか。これは明確な方針を立てて、これは決して今日決めるとか云々という話ではないのですけれども、めどとして三つの案が出ており、それがベターとは言わないのですけれども、どれかの段階でめどを立てて入っていかなければ、3月31日までということに、私はならないような感じを持っておるのですけれども、如何なものでしょうか。

福光委員長：他の委員の皆様方の発言ございませんか。

木賀委員：その意味の中に最大限のことを言っているだけで、多分、事務方の今までの任意協議会の話等を聞いていると、来年の秋というのが概ねのことであろうと、私は予想しながらお話をしています。

福光委員長：今、木賀委員からそういう発言がありましたけれども、ちょっとお待ちください。

はい、どうぞ。

西村委員：風連の西村ですけれども、我々が聞いている話では、18年の3月31日というのは新法ができてからの話ですね。

今まで聞いている話では、事務的にも17年の3月31日までにはある程度の事務もできるのではないかとというふうに聞いているのですよね。その辺でやるのであれば、やっぱり今まで我々が聞いている段階の最終日を最終期限とするのが正しいのではないかとというふうに考えますけれども、如何なものでしょうか。

福光委員長：そのあたり、幹事長から。

今幹事長：今ですけれども、現在のところ事務局段階で何月何日に合併できるというめどが残念ながら立っておりません。

それで、林委員おっしゃるとおり、3月31日までというふうに決めるのは現在のところだけでございまして、はっきりといずれかの時点では、何月何日に新市に移行するということを決めなければなりませんので、その時期がいつなのかというのは、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。現在は3月31日までということでご理解いただければというふうに思っております。いずれはっきり何日に新市を立ち上げますと、こういうことは決めなければならないと思っております。

高見委員：新法執行前に、17年の3月までやらなければならないのではないか、というふうに言っているのではないですか。

福光委員長：西村委員からは、17年の3月までに合併ができるのではないかと、事務も進むのではないかとこの考え方を示されたのですけれども、それはどうなのですか。

今幹事長：失礼しました。そのことも含めてお話しさせていただきます。

前段のめどのごことで言いますと、重複しますけれども、はっきり期日を定める時期が来るということで、ご理解いただきたいと思っておりますし、17年の3月31日までといいますのは、大変、今の段階では難しいという判断に立っております。

17年3月31日までは、お手元に示している項目で合意をしまして、それを議決する時期はそこまでいいだろうと、それはできるだろうというふうな判断に立っております。それ以降、事務的な準備が、例えばコンピューターの整合性だとか、そういうものをつくるのにどれぐらいかかるか、或いは条例の整備がどのぐらいかかるかということについてのめどを出していただきたいと思っておりますけれども、17年の3月31日まで合併できるということのめどが現在、立っておりませんので、その段階で両市町の議会で議決をして、知事に申請ができると、この事務作業のめどは立っておりますが、それ以降のめどについてはもう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

福光委員長：西村委員さん、ご理解いただけましたでしょうか。

西村委員：理解致しました。

林委員：私も今、幹事長さんの説明理解ができました。

以上でございます。

福光委員長：林委員さんの発言で、いわゆる18年3月31日までというアバウトな日程ではなくて、当委員会としてははっきりとした期日を決めるべきではないかという発言だったと思うのですけれども、そのことについては18年の3月31日までという大まかなところでこの小委員会はまとめてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

福光委員長：そうですか。

それでは、他に発言ございませんか。

（「なし」言う者あり）

福光委員長：なければ、合併の期日についても18年3月31日までにということで決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。

さて、3番目の新市の名称に入りたいと思いますけれども、先ほどの斉藤委員の発言にもありましたけれども、合併の方式を新設合併としながら、新市の名称をどうしていくのかということになると思うのですけれども、先ほども正副委員長間で打合せをしましたが、新市の名称については、今日決定ということにはなかなか至らないのではないのだろうか。しかし各委員の皆様方から意見をしっかりと出していただいて、次回につなげるような形にしていきたいと考えております。

また、それぞれの名寄市、風連町で住民説明会を行うという予定になっております。風連町さんは6月25日ですか。そうしたところから説明に入っていきますので、新市の名称あるいは事務所の位置も、ある程度それまでにといいいますか、次回の委員会までには一定程度のめどをつけさせていただきたいものだと思います。それをもって住民説明に臨んでいただければと考えているのですけれども、そのあたりのところをまずご意見を皆様方からいただきたいと思います。

新市の名称について、あるいは事務所の位置について、この2つはどうしてもリンクする部分があるのではないかと思いますので、それらについてまずご意見をお伺いをしてと考えておりますけれども。

木賀委員：ちょっと関連ですが、実は今日、住宅へ戻りましたら、町内会の会報がきておりまして、アンケートが入ってありました。これは名寄全戸だと思いますけれども、風連町さんも同じタイミングでやっておられるのでしょうか。そしてそれはいつ頃まとまる予定をされているのでしょうか。かなりページ数のあるアンケートだなと思っておりましてけれど、全戸配布ですよ、名寄の場合は。風連さんもやっておられるのかどうか。

久保事務局参事：事務局の久保といたします。

実は、建設小委員会の方の所管になるうかと思いますが、住民意向のアンケートということで、6月の初旬から6月の18日に投函指定をさせていただきまして、それを分析いたしますのはかなり時間がかかるということで、7月いっぱいを目途に考えております。8月の20日頃にそういうものを基にして、新市の将来構想といいたいまいしょうか、それをご説明を申し上げるとい、そういう日程を考えております。これは第1回目の協議会のスケジュールの中でもそういうふうな説明をさせていただきました。

福光委員長：両市町ともにアンケート調査をするということなのですね。同時にということですね。

久保事務局参事：失礼しました。説明が不十分でございました。

名寄市の方は5月の31日に各町内会の方にそれぞれ配布すると。風連町は6月3日木曜日が指定日なのです。その日に回すということで、ちょっと時差があるということでご理解

をいただきたいと思います。

以上です。

福光委員長：それでは、新市の名称、事務所の問題について、改めて皆様方のご意見をいただきたいと思えますけれども。

これは腹にいろいろ持っていながら、なかなか発言をしづらいところがあるかと思うのですが、率直に皆さん方の考えを出していただいて、そしてすり合わせをしていくという形でなければ、この項目については合意を見られないのではないかと思いますので、是非とも率直な委員のそれぞれの意見を聞かせていただきたいと思えます。

木賀委員：名寄の木賀です。

その後、2回終わった後で、会議所の定例会もございました。そんな中で1回、2回のこの会合の内容について、私の方から若干説明を申し上げ、特にこの名前の件について、議員の皆さん、あるいは部会長さんたちも出ておりましたが、どう考えるのかという問いかけをしておりますが、正直なところもう議員の皆さんは名寄になるという認識のもとでいるのですね。まさか名前が変わるとは、うちの会議所の連中は誰1人思っていないという認識で意見など特別なない。名寄になるという認識を持っているから、特別会頭に何も文句を言っていないというのが、そういう意味だというふうにやはり議員は認識をしております。

それと、富永さんも心配していただいたとおり、民間が名称変わるとどうなるかということで、ちょっと会議所に調べさせますと、やはりかなり16項目くらい企業というのは不動産登記から名刺の刷りかえ、看板の塗りかえ、預金通帳の住所変更、各種カードの住所変更、会社の登記簿謄本の変更、パンフレットのやりかえ、封筒、印刷物、印鑑、ゴム印等のやりかえ、それと健康保険証の社員全員の住所変更、運転免許証も入りますけれど、そういういろいろな16項目くらいのことが企業としては予想されるので、膨大な事務量になるというデータは一応出てきました。

それと、名寄という名前がついているのは何ぼあるのだということで調べさせました。電話帳でもいいから全部調べてみるというと、法人名で名前がもう既に名寄とついているのは、今私のこの手元にあるのでは33くらいです。企業だけです、これは。

それと、官庁も、それから各企業の支店も、あるいは文化団体も、組合もあるわけですが、それを全部抜き出してみました。すると名寄という名前のついている企業、組合、団体、文化・スポーツ団体、全てひっくるめると、調べた結果は今のところ667でございます。名寄とついているのですね。そのうち97が概ねスポーツ・文化団体が、バレーボールだとか野球だとか、いろいろあります。文化団体もいろいろありますけれど、そういうのをひっくるめると大体97がスポーツ・文化団体の名前。あとは法人、各種組合、官庁、出先の名寄支店というのですか、それがもう予想以上に名寄支店という名前のついている企業がかなり多いということが、調べて見て驚きました。

一応667あるというのが現状でございます。風連さんにどの程度あるか、ちょっとわかりませんが、これですとやはり新しい名前がついても、名寄の名前がついた企業でも

構わないといえばそれは構わないのかもしれませんが、やはり市民から見ますと名前が変更ということになると抵抗は相当予想されるなという感じを実は持っております。何とか名寄という名前を残していただければと私は思っております。

福光委員長：今、木賀委員から、名寄という名前を残してもらいたいという率直な発言がありましたけれども、他に名称についての発言ございませんか。

どうぞ。

野本委員：野本でございます。

第2回目のこの委員会でも、この名前のお話がいろいろ出ましたけれども、今お話しのように、これはなかなかそれぞれの立場で生業を持って日々の生活を営んでいるわけですから、今、木賀委員のおっしゃるように、自分のご職業なり、自分の生業を軸に考えると、当然そういう議論になることも、私はある一定程度、理解はできるものだと思います。先ほど議決されましたように、新設合併という一つの大上段の中で、新しい地域づくりという観点に立った場合、これは1から4までの議論と、ジャンピングして大変恐縮なのですが、仮に今のような形で話をしますと、私は前回のときにもお話ししましたとおり、これから新しい郷土をつくり上げるのだという観点からすれば、やはり地域の、それぞれ風連なり、名寄なりの事情をきちっとどうキープするか、そういった形で名寄さん側が言うんであればですね、風連側からすればやっぱり風連でのこれは人口比率の問題等々もございませぬけれども、新設合併の意味も含めて、やっぱり自治機能をどういうふうに関後機能分担するかという方にどうしても話が、これはまたその各論のときに意見を述べさせてもらいたいと思っておりますけれども、その辺との兼ね合いが非常に強くなってくるのではないかと。

ですから、これは確かに一般論として、そういう考え方がやっぱり主流をなすかもしれませんが、さりとて、それでは全く名寄も風連の冠もすべてなげうった新しい新市の名称ということになると、これもまた極めて難題でございますので、この辺はそれぞれの委員さん方の思いもありましょうけれども、私はそういった流れと関連して、やっぱり住民自治の自治機能をどういうふうに関担保していくかということとの兼ね合いを今後双方で信頼関係の中で、どういった話し合いがまとまるかによってはそういう議論も、必要と思っております。私の意見でございます。

福光委員長：今、野本委員のご意見ですと、自治機能が担保できれば、名称には余りこだわらないというふうに理解をしてよろしいのですか。

野本委員：この辺はまだ実質2回目だから、委員長さん、皆さんもずばっと言わないから、これはそうではないのです、必ずしもね。私の意のあるところ十分委員長に酌み取ってもらいたい。

福光委員長：なかなか皆さん腹にいろいろ思いを持っていて発言をしていただけないということで、若干私委員長としてももっともっと本当に本音で話し合っていて、せめぎ合っていたきたいなというふうに思っているのですよ。

ですから、今の野本委員の発言に対して、私の発言が失礼になったかもしれませんが

も、そうした意見を率直にお互いに出し合って、ではどうするのだということの方に行かなければならないのではないかと考えております。十分に皆様方の意見が出ないと、どうしたらいいかというところまで行かないのではないかと思うものですから、是非ともそうしたことも酌んでいただいて、皆様方の意見を率直に出していただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

斉藤委員：斉藤です。

実は、今、野本委員さんが出されたこの問題があるものですから、私は冒頭で審議のあり方がどうあるべきなのかと、こういうようなことも実は提起したのはそこだったのですよね。

本当にこの今の合併の形態というのが、前回私申し上げましたように、風連町の皆さんや名寄市民の皆さんからの燃え上がる願いで、合併運動が進んできたのではないのだと。やはり今の財政問題や、あるいは国のかかわりから一定の合併を促進していくと、そういう流れの中で進んでいるわけですから、基本的には私個人的に言いますと、対等合併というのは本来あり得ないのだということをお私などはもう今の国の法律の流れから見ると、言わざるを得ない側面は率直に考えているのですよ。

しかし、合併をするに当たって、両首長が言われたように、また各議会の論議でもありましたように住民の自治、あるいは住民の願っているまちづくり、1歩でも2歩でもよくしていく、そういう方向での合併の可能性がどうなのかと、こういうふうなことがやはり本来一番大事ではないのかと、そういう視点で考えているものですから、私などはやっぱり合併することによって町民にはこういうふうにプラスになるのですよと、こういうふうな説明が本来は懇談会など、住民説明会の中でどんどん出されればいいのですけれども、その前にその名前がどうなんだ、いや、もっと具体的になってくると、この後、提起される議員の数なども、隣の町的美深、中川、音威子府などの例を見ていますと、住民の願いよりも自分たちの身分がどうなのかというふうな受け取られる、実は市民からも声が寄せられているものですから、我々自身の論議していくスタンスがやはり住民のそういう受益、1歩でも2歩でもということを考えていったらどうかと思う訳であります。私は名寄という名前を率直に使わせてもらいたいなと、こういうふうな考えているものですから、それがこの委員会で決まらないのだとしたらならば、やはり住民懇談会の中でもっと意見を聞く、そういう時間的余裕が必要だとか、こういうふうな論議が場合によっては必要かと思えますけれども、私はやはり当委員会としては一定の経過があるわけですから、名寄という名前でひとつについては如何かと、考えます。

福光委員長：はい、どうぞ。

岡本委員：名寄の岡本です。

20年もっと前でしょうか、名寄ばかりではないですけれども、どこの町村も札幌あるいは道庁、それから東京、大阪に郷土を振興するための力を貸そうというグループがどんどんできております。

幸せなことだなど、私などはその都度思ったのは、この風連の人も、それから士別の人も

和寒の人も、古い人は旧制中学校を名寄高校を卒業しているわけですね。そういった関連からいって、名寄を励ます会などという、随分他の町村の方々が応援をしてくれている。これは、ばかにできない数なのですね。

その気になって名寄、名寄と言うと、痛いお説教をされるのですよ。何を言っているかと。名寄高校を卒業しているし、名寄を共同のあれとして思っているから手伝っているのだぞと、そればかり言うなよと。それから後は挨拶に行ったら、名寄を中心としてこの各町村と共同連合体でもってまちづくりを一生懸命やっていますよと。こういうふうにして挨拶をしないと、どうもうまくいかないのです。酒がまずくなるなどというようなときもありました。

しかし、何らかの冗談はさておいても、東京あるいは札幌、特に札幌は道庁ピヤシリ会というのがありまして、そこでは随分いろいろまちづくりに協力をしてもらいました。それは風連も同じだと思うのです。その道庁ピヤシリ会の幹部の人が風連出身者である、或いは美深出身者であるといったことが多い、そういったことも考えなければならないなと私はこの間の会合の後、思っている訳です。

とにかく、やはり東京名寄会の会長は今、土別出身の人です。名寄農業高校を卒業して、そして土別出身の人が一生懸命会長になってやってくれています。そういう意味で、やはり余り隣同士でどうのこうの言わないで、常識的な立場で物事を判断しなければいけないのではないのかなと、そのように考えています。

私たちが職場の仲間とか、町の人との間で話をすると、当然名寄というものはつくのだということを前提に一般市民は考えていますから、名称をどうしよう、こうしようという話は余り出てこない。突き詰めていって、名寄でないのと言われますから。そういうような状態です。決してその気になって言っているわけではないのですけれど、現実はそのようなことです。

福光委員長：他にご意見ございますか。

はい、どうぞ。

中館委員：中館でございます。

名寄と風連町とはいろいろなことで助け合いながら、いろいろなことをやっていると思うのですね。その名称はいろんな名称が使われているのですね。でも名寄市だけではないのですね。名寄と風連と取った名前もございます。その辺のところも名寄の人たちもご理解をさせていただきたいと思います。名寄の人たちは名寄の名称を残してほしいでしょうけれども、我々風連に住んでいる人間も風連の名前を残してほしいという強い希望がございます。

そんなことで、その辺の落としどころがどこになるかわかりませんが、我々のこともひとつ考えていただければいいと、考えています。

福光委員長：はい、どうぞ。

林委員：林でございます。

ちょっと事務局にお聞きしたいのですけれど、今度のアンケートの中にこの町村名云々というのは入っているのですか。

福光委員長：事務局、どうぞ。

久保事務局参事：先ほどもお話し申し上げましたけれども、新市の将来構想と、それから新市計画に向けたアンケートということで、直接の市名を伺うということは設けてございません。

ただ、一番最後に、どなたでもご意見を書くようなそういうふうなアンケートにさせていただいています。

以上です。

林委員：今、主に名寄の方の意見をお聞きをいたしました。

ただ、私はちょっと不思議に思うのは、人口もかなり違いますよね。当然企業も多い、人口に比例して。そういう中で経費が云々というのは、これは個々の企業の話であって、全体をまとめればそうなるけれども、風連は風連で、それでは名寄といったときに、同じケースになるのが相当あるわけですよ。そうですね、これ。

それで、今の論法でいくと、こっち大きいから経費かかるのだからというのに近い話になる。私はそういう論法をされると、今回の大きなブロックが壊れた原因がそこに一つあったのではないかと思いますよ、やっぱりその辺のことも十分斟酌をいただかないと、それはいろんな経過もあります。決定はいろんな方法でされるのでしょけれども、やっぱりお互いに相手の立場を十分尊重し合って、いろんなケースを考えないと、なかなか議論がかみ合わない難しい事態が来るのではないかなという感じをいたしております。

以上です。

福光委員長：どうぞ。

西村委員：理論的なのですけど、この問題を真っ先に出されると、どうも何というのかな、違和感を感じるのですよね、私としては。風連の人間として。

でありますから、逆説的にいえば、それでは風連の名前を先につけた方がいいのかといたら、そんなことはできっこないとは思っているのですよ。思っているのですけれど、その辺の大変歯切れの悪い話なのですけれど、ひとつお願いとっていいのか、何というのか、やっぱり数とかそういうことを抜きにしてやらないと、この問題はちょっと難しい問題になると私も思うのですよね。

だから、個々の企業、数をいったら、これは絶対に名寄が有利ということになるのですけれど、例えば先ほども名寄高校の話が出ましたけれど、それでは総括的にこの地方をなんて言うかと。天気予報でも何でも名寄地方といいますわな。川の名前も名寄川というのがある。残念ながら風連川というのはないのですけれど、フーレベツ川というのがあります。

そういうような問題もありまして、風連の人間としては非常に守勢に立たされる場面が多々あると思うのですが、その辺はひとつやわらかく話していただいて、まとまるものはまとめていただきたいと、私は思っております。

福光委員長：他に発言ございませんか。

どうぞ。

佐藤委員：申しわけありません。佐藤です。

名前なのですが、今回の合併でいかに風連が、名寄が変わり得るかというのがひとつ我々それぞれの町に、それからそれぞれの住民に与えられた課題かなというふうに思います。

確かに、我々が積極的に求めての合併のスタートではなかったのですが、一たん合併という玉を受けとめた以上は、私たちの力で新しい、先ほど申し上げたとおり町の姿をつくっていかねばならない。市民、町民それぞれどのように、変わっていくのだ、変わるべきだというふうなそれぞれ意識の持ち方を従来どおり、昨日と明日は何も変わらないというのが今回の合併なのか、それから確かに合併で変わったというふうな部分をどこの部分でそれぞれの住民が受けとめるか、それは名前なのか、それとも先ほど野本委員からあったように自治機能なのか、そのあたりをそれぞれの住民が、それぞれの私たちがしっかりと考えていかなければ、今回、私たちが受けとめた合併の姿にはなっていないのではないかなと強く思います。

ですから、歴史、風土、文化、それに根ざした100年の歴史に根ざした名前というものがあるわけですから、変えないことが一番抵抗がなくて、それから住民からの反発も出ないのでしょうけれども、では今回の合併というのは何を指しての合併になったのだという部分、確かに少子高齢化もあるでしょうし、財政難もあるでしょうし、地方分権の問題もあると、国からはそういう理由をもって求められてはいるけれども、では、私たちはそれをどういうふうに具体的に自分の問題として、我が町の問題、我が市の問題として受けとめて、未来に向かうのだという部分がきちっと押さえていなければ、確かに先ほど私、現実を見ながらとは申し上げましたが、現実だけで終始してしまえば、新しい町の形は出てこないわけですから、そんな意味ではじっくり時間をかけて、先ほど委員長のお話のとおり当然今日決定するというにはならないでしょうけれども、やすきに流れてはいけないというふうに私は強く思います。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。

はい、どうぞ。

富永委員：富永でございます。

このことは任意協のときにも申し上げました。一番大事な問題で、この問題を先に多少議論しておかないと、デッドロックに乗り上げるよということは、兼ねて私なりに忠告をしたつもりをしておりますけれども、ただ先ほど木賀会頭の話をお伺いしてまして、多少名寄の企業の方々も盛り上がってきた感じをちょっと感じました。

ただ、私個人的にいろんな業界の人と合併の話をします。そうしますと今会頭おっしゃったように、全然名寄の人は深く考えていないのですね、風連のことを考えてくれないのですよ。当然名寄だと言い切るわけですよ。これには個人的にもやっぱりそれは頭でわかっていても、ちょっと思いやりがないのではないかなというふうな抵抗感が出てくることはご理解いただきたい。

したがって、このことはこういう対面方式のそれぞれ立場を与えられて、こうやって議論をする場がいいのか、私はうちの町の木戸口さんには、座談会方式で名寄、風連入りまじってちょっとざっくばらんな意見交換などという会議も中には取り入れたらどうだという話もいたしましたけれども、そういったことを踏まえて、私もこういう立場でこういう並べ方で意見を求められたら、どうしても立場上で言わざるを得ません。

したがって、個人的にはまた別な考え方があるのですが、しかし名寄さんをお願いしたいことは、やはり風連町の風連にこだわる風連町民の気持ちを理解していただいて、少なくとも横柄な態度ではなくて、風連町民に対して思いやりを持って、名寄市使わせてくれよと、やはりそういう謙虚な対応が私は必要だろうと。

風連の委員の皆さんは、あくまでも共同でパートナーとして対等で5,000人と2万5,000人の人口対比は頭から外して、対等で新しい町をつくらうではないかという非常に理想に燃えたことを言っているわけですよ。それはそれとして精神論としてはいいのですが、現実の問題としてはやっぱり2万5,000対5,000という比率がどうしてもこれはもう否定できないわけですから、対等とは何ぞやという議論を私も前回もしました。

したがって、この問題は苦しい会合でも最後は決定しなければなりませんから、僕などは個人的に木賀さんともう少しこの問題を通り込んで議論してみたいなと思ったりはしているのですよ。違う方もですね。そういう機会を与えていただければ、私としては非常に消化不良を起こさないで、この問題私なりに結論出せるかなと。

ただ、やはり風連の町民の、名寄市さん、ちょっと態度悪いのではないかと、横柄ではないかと、言葉がですよ。当然名寄市だろうと言われると、これはちょっと風連町民としては抵抗を感じるのだと言うことだけは、ひとつ業界の中でも一度ご理解いただいて、やはりこの風連町民を説得するためには、名寄市をぜひ外さないためには、企業の関係者の皆さんはやはりしっかり理論武装をしていただいて、なぜ名寄市でなければならないかということを引きつと理論的に風連町民にわかるように説明できるような勉強をしていただいたらどうかというふうに考えております。

福光委員長：今、富永委員の方から、名寄市に対して、名寄市の市民に対して、或いは委員に対してご意見をいただきましたけれども、名寄市の委員として発言何かございますか。

私も名寄市の委員の一人として、ここに委員長という立場で出席をしておりますけれども、確かに名寄市側の委員から名寄市という名称を出すと、なかなかすんなりといかない部分が出てくるのではないかとこの心配も実はしております、では改めて名寄市も風連という名前も使わない新市の名称にするのかということになると、先ほどの野本委員さんからもお話がありましたように、そういうことにはならない、あるいは西村委員さんからもそんな話が出ましたけれども、ではどこでその折り合いをつけるのかというのは、やはりお互いの譲り合いといいですか、合意がやはり必要になってくるわけですから、それぞれの委員の皆様方が率直にどの名前がいいのかという話を、やはりお互いに名寄市側が言ったから、風連側が言ったからということではなくて、合意に向けての新市名を開陳をしていただければという

ふうになっているのですが、もしもこの当委員会でどうしても名称についてはなかなか折り合えないと、決定し切れないということになれば、改めて別の場で議論をしてもらおうという方法も一つあるだろうと思いますし、私どもの委員会としては結論を出し切れなかったということで、合併協の全体委員会の中で議論をしていただくという一つの方法もあるかと思うのですけれども、できれば私としては、この小委員会で一定の方向をお互いの委員が一致するような名称が合意できたらと思っているのですが、今までの議論でいけば、なかなか一致することが難しいような状況にあるのではないかと思いますけれども。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、名称の問題で意見出されておりました、委員長の判断ではもっともっと意見を出してほしいと、こういうことでございます。

前回の委員会で、富永委員さんから今日も同じような意見が出されましたけれども、ぜひ名寄という名前を使うのであれば、風連町民の方々になるほどと思うようなことの議論展開をしてはどうかと、こういうお話がございましたので、木賀委員さん、そして岡本委員さん、斉藤委員さんからお話がありましたが、それに応える形で、だから名寄ということが、名乗らせてほしいという理論づけがあれば、もう少し出していただければ、もっと議論が弾むのではないかというふうに思っております。

私は幹事長という立場ですから、名寄市に住んでいますけれども、名寄でも風連でもということでは、あえて言いませんけれども、名寄の委員さんの中からもっと率直に具体的にお話をいただいた方が話が弾むのかなというふうに思っています、余分な話かもしれませんが、ぜひお願いしたいと思っております。

福光委員長：はい、どうぞ。

岡本委員：話をすると、どうも名寄の名前を言うような格好になって、決していい感じにとられないなと。どう言っても名寄がいいですよ、風連だめなのですよというような感じにとられてしまう。風連というところはいいところなのだということを我々は感じてはいるのですよ。ですから理論づけしろといってもなかなかこれは難しいし、でも本当に風連でいいと思うから、こう長い間、名寄と風連仲よくやってこれたと思うのですね。なかなか幹事長が今、もう少し話しろと言われても、うまいぐあいに説明できないのですけれどね。

福光委員長：はい、木戸口委員。

木戸口副委員長：木戸口ですけれど。

今、幹事長の方からも名寄のどうして名寄がいいのだということをもだまだ強く言ってほしいという話もありましたけれども、私も先ほどから聞いていますと、やはり本当に名寄という声はあっても、風連にしてほしいということがなかなか言えないのが残念なところなのですけれども、しかしながら先ほど中館委員の方からお話あったように、いろんな取り組みを名寄と風連でやっております。そうしたときにはお互いに歩み寄って、その名前の名称をつけてきたと思うのですね。そういった観点も決して忘れずに、やはりやってほしいと思うのですよ。

今聞きますと、やはり今までの取り組みではそういった両方でやるのだから、そうしたら

お互いの名前の冠をとってつけてやってきましたよね。そして今回もやはり新しいまちをつくろうといった段階で、いや、今度はここは譲れないというような方向が出ているのが私は寂しい気がする。少なくとも一緒に名前をつけてやってみようかとか、そういったもののスタイルがあって、最終的にはでもやはりいろんな経過から、名寄の方がいいというのであればまだしも、やっぱりそういった論議もぜひとも、僕はどちらかといえば、今までそういった行政同士で取り組んだ中の方向性を忘れず、お互いの冠をとったような名前でやっていただきたいと思います。

福光委員長：それぞれ両市町の委員から発言があって、お互いに若干のいずさを持ちながら発言をしていただきましたけれども、若干ここで休憩をとらせていただいて、休憩の間でまたざくばらんに話し合いをしていただければいいのではないかと思いますけれども、10分ほど休憩をして、喫煙なり何なりの時間をとりたいと思います。15分に始めたいと思います。

(休憩)

福光委員長：これまでの議論の中で、新市の名称についてはまだまだ議論をしなければならぬし、あるいはそれぞれしっかりとした理論を立てながら、名称というものを考えていったらいいのではないかというような意見もありましたので、この新市の名称についてはさらに継続して議論をさせていただきたいというふうに思っておりますし、次回につなげていきたいと思っております。

それではよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

福光委員長：当然事務所の位置についても、新市の名称とリンクする部分があると思うのですが、一応といったら語弊がありますけれども、皆様方に事務所の位置についても一定程度ご意見を出していただきたいと考えております。ご発言ございませんか。

はい、どうぞ。

中館委員：中館でございます。

新市の名称と事務所の所在地はまことに関連があるのですね。ですからこれは一緒にリンクをして論議をしていただきたい。別々には論議ちょっとできないと、このように私は感じます。

福光委員長：今、中館委員から、新市の名称と事務所の位置は密接にかかわっているものだから、一緒に議論をした方がいいだろうというご意見でしたけれども、この事務所の位置についても、今ここでそれぞれの意見を出すことなく、次回に継続させるということにした方がよろしゅうございますか。

幹事長、どうぞ。

今幹事長：事務所の位置につきましては、いろいろリンクする部分もありますけれども、例えば事務所はどういう性格を持つものなのかという、そういうようなことなどが議論の対象になってくるのではないかというふうに思っております。

それで、どこにどんなものを置くというのは別にして、この事務所ではこういう性格を持たせた方がいいのではないかなというようなことは少し議論をしていただければ、つながっていくのかなと思っております。

福光委員長：今、今幹事長の方から提言ありましたけれども、そうした考え方に沿って、若干皆様方から意見を出していただいて、議論をしていただきたいと思っておりますけれども、このことについて発言ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

福光委員長：一つには自治区の問題がありますし、また基礎自治体の問題もありますけれども、そのあたりを第2回目のときでしたか、一応自治区を設けるという議論がありました。検討委員会の中でそうした議論がありましたけれども、この自治区の問題について、それぞれ皆様方からご意見があれば出していただいて、議論をしたいと思っておりますけれども。

福光委員長：合併特例法に定める協議項目の中で、地域審議会や地域自治組織の取扱いという項目がありますね。しかし事務所の位置について自治体のあり方、基礎自治体のあり方だとかということに議論をしていけば、当然自治区の問題もかかわってくる部分があると思うのですね。

富永委員：富永ですけれど、このことは私はこういうふうにとめております。何か違いがあったらご指摘をいただきたいのですが、当然、風連町役場あるいは旧名寄市の市役所、今、現在あるものを当然継続して使っていくということで進むこととなりますよね。

ただし、合併したからには、福祉行政が名寄と風連がばらばらに行われるわけではないでしょうし、いろんなものが統一されていくでしょう、片方の事務所に集約した方がより効率が高いと。例えば農業政策は風連町の役場に集中するというようなやり方をとられるのだろうと想像をしておりました。

ただ、これからやはりこの時代の流れとともに、例えば印鑑証明であるとか、住民票であるとか、そういういわゆる端末機さえしっかりしたものをさえオンラインで持っていれば、民間ができるような仕事も、もう、行政の仕事を民営化にできるものはしていくという議論をやっぱり同時並行していく必要が僕はあるのだろうなと、こういう時代ですから。

そういった中で、将来の地域のセンターとしての機能を持つ事務所をどこへ据えるかというのが非常に大切だと考えています。それはやがて今日の合併のいろいろ最後の結末といたしますか、単独で今生き残りをかけてやっていく町村もやがて10、15年たちますと、この地域を見てもこの中核都市名寄がやはりその最終的な受け皿としての機能を私は持っていかなければならないのだろうなと考えております。

したがって、そういうこと10年、15年先を考えると、少なくとも今5年間の特例の間は別としても、その5年以降10年目に向かっては、そのセンター的な位置づけを今からしっかりと確保されて、少なくとも市立病院や現在の名寄市役所のように、たまに訪れてもなかなか車をとめる場所すら見当たらないというような、非常に手狭な将来そういう事務所に僕はしてほしくないということを考えていますし、交通アクセスその他を考えますと、

今の名寄の市役所のところではちょっと用地その他の問題解決できないのではないかなというふうに考えています。

ですから、この事務所の問題は、当面あるものは使いながら、民営化できるものはしていくという議論はするのでしょうか、一方で10年、20年先をにらんで、そのときにしっかり中心的な役所をここに据えるのだという中長期的なビジョンをこの委員会である程度議論するのかなと受けとめておりました。

福光委員長：富永委員の方から、今のような発言がありましたけれども、事務所の位置につきましては、中館委員からも、新市の名称とリンクすることがあって、継続した議論が必要だというような発言がありましたし、ただ先ほど今幹事長の方からの発言で、どういう自治体にしていくのか、事務所にするのかというような話については議論をしていった方がいいのではないかと。事務所のあり方ですね。そういう発言がありましたけれども、皆様それぞれの委員の方から、そのことについて発言があれば、意見を申し上げていただきたいというふうに思うのですけれども。

先ほどちょっと私の方から自治区の問題をちょっと発言をさせていただきましたけれども、斉藤委員からも発言があったように、どうしてもそのところとリンクする部分もあるだろうと思っておりますし、これからB - 項目のところでも当然自治組織のあり方、取扱いなども議論をされますけれども、事務所の位置とその自治区の問題というのもまたかかわってくる問題があると思います。

この事務所の位置というものを本庁の位置というふうに皆さん方の理解をいただいて、その本庁の位置をどうするかという話にしていくのか、今富永委員から発言があったように、将来も見据えた本庁のあり方という発言がありましたけれども、そのあたりのところをそれぞれの皆さん方からご意見を出していただければというふうに思っていますけれども。

富永委員：委員長、私の考えが正しいのか間違っているのか、ちょっと幹事長に確認下さい。

今幹事長：私が論評するという立場ではないのでありますけれども。

現庁舎を有効に活用していくと。そして現在、お互いに住んでいる住民に不便をかけない役所づくり、構成といいますか、こういうことについては富永さん前段おっしゃったとおりだというふうに思っています、私ども事務局でも現在持っている庁舎、風連庁舎、名寄庁舎について、これは有効に活用していくべきだと思っています。有効に活用していく方法としてどういう方法があるのかということになってきますけれども、それは役所の機構との問題が随分絡んでくるのではないかと考えています。

言葉で言うのは簡単なのですが、今それぞれ住んでいる人たちに不便をかけない庁舎の利用にしていこうと。そうするためにはどうするかと。そうすると福祉部門であるとか、住民サービス部門を完全に二つの庁舎で役割を果たすようにしよう。名寄に住んでいる者が風連まで来なくてもいいように。風連に住んでいる人が名寄まで来なくてもいいような役場づくりをしていく必要がある。そのための庁舎を利用していこうではないかと、こういう

ようなことを非常にアバウトですけれどもも考えておりまして、もしそれでよければ現庁舎の活用という方法で、今度は具体的にどんな仕事をどういうふうに割り振りしていくのだという議論と一緒にしてもらおうと、もっとわかりやすいのかなというふうに思っておりますので、そういう性格づけの庁舎でいいのか、あるいは本庁と俗に言う支所という感じで、ほとんどの機能が本庁に集まってしまうと。そして支所という機能が窓口業務だけということになる、そういう性格の庁舎の利用の仕方がいいのかということになりますと、私は前段言った庁舎の利用の仕方がいいなと思います。そういう面でご意見をいただければと思っています。

それから、将来構想をどうするかということになりますと、これは新市の計画づくりと住民に関連してくるのではないかと考えています。つまり先ほど来お話出ていますように、風連町、名寄市が合併して、一つはこの地域全体のリーダーになっていきますと。今は二つの町村の合併でありますけれども、広域行政を当然展開していかなければなりませんから、6市町村あるいは10市町村の全体のリーダーになると、こういう位置づけを新市計画の中できちっとしていくと。

そうするとどういうアクセスのもとに、どういう将来的に庁舎をつくっていったらいいかということは当然出てくるのではないかと考えておりまして、そのことを新市計画の中にどう盛り込めるか、盛り込んでいかなければならないと思います。風連町、名寄市だけが合併して終わるよということではなくて、この辺地区の全体の中核都市になっていくのだというような構想を持つべきと、これとの関連で庁舎をどういうふうに設定していくかということについては、中長期的な展望になってくるのではないかと考えております。

答えになっているかどうかわかりませんが、そう考えます。

福光委員長：ご理解いただけましたか。

高見委員、どうぞ。

高見委員：名寄の高見です。

今お話もありましたし、あるいは新市名の関係や何かでもいろいろと議論があったわけがありますけれども、私はやっぱり法定協議会までにお互いの首長なり、あるいは議会も含めて議決をして、ぜひ合併の方向に向けて議論を進めていこうと。最終的な結論は別にいたしましても、そういう前提に立って議論をしていくとき、名寄市ももちろん風連町さんも1市1町ですから、お互いにこれ議論が分かれてしまうとパートナーを失うことになるわけですから、何としてもそれは先ほど来話がありましたように、単なる人口比の問題だとか、そういうことだけでなく、合併を前提というか、そういう状況に立って、お互いがどう理解をし合えるかということ、やはり率直な議論をしていかなければ、新市名を今決めるという意味ではないですけど、これからの議論も先送りの私は議論になっていかないのかなという、そういう実は心配というか、思いを個人的にしております。

したがって、対等合併の問題というのはもう当然のことでありましたから、そういう整理で私も当然だと思います。ただこういう状況の中で、一つには先ほど来話がありました今の話と関連をするわけがありますけれども、新しい自治体を創造していくというか、つくって

いくという熱い思いを持たれて発言もありましたし、そういう面では今の役所機能をどういう具合にしていくかということで、大きなかわりが私はあるのではないかと思うのですよね。

ですから、私は当然のことながら、合併をしていったときお互いの立場を尊重し合う対等合併の基本というのは、それぞれ合併する旧自治体の域内分権というか、中央分権にふさわしい時代の分権の形を確立をしていくということだろうと。一言で言うのですね。

それは以前から話がありましたように、昭和の合併などのように、単なる支所機能でいくと、本庁に財源も或いは人員も集中をしまして、支所機能が寂れていくというのも目の当たりにして私どもは昭和の合併以来、近隣の状況を見てきているわけでありますから、その轍を踏まないでやっていこうではないかという前提に立って、私は議論があるし、私自身もそう思っているのです。

ですから、このところは私は名寄、風連というお互いの利益代表で出ている部分ももちろんあるわけでありますけれども、そういう認識は一面でも持ちながら、持たないで議論をするということではできないかもしれませんが、しかしそういう意味では率直な議論を私は重ねていかなければ、どうも議論が先送りになっていくのではないかと。

だから、大前提で合併して一極集中をするということについては、これはもう許されることではなくて、お互いがお互いに発展をしていく、その方向を模索をしていくというそういう前提で、この議論を私はしていかなければなかなかまとまりがつかないのではないかと思うわけであります。

したがって、私は個人的な意見としても、今申し上げましたように、合併をしたとしても旧自治体の域内、例えば風連町さんと名寄のこの部分で急激な変化をもたらして、それで住民理解を得るといふことにはならないという前提に立って、役所の位置がどうあるかは別にして、今、幹事長の今さんの方からも話がありましたけれども、既存の庁舎をしっかりと利用して、地域住民の方々少なくともどういう形になるかは別にして、本所に行く、あるいは区役所になるか、支所になるか、名称は別にして、そこでは用が足りないというようなことのない形は何としてもつくり上げなければならぬと思うのですよ。そういう感じを私は率直に持っております。

ただ、大変気になるのは、風連町の庁舎を風連庁舎、名寄庁舎、そして本所を設けるというか、本庁を設けるというような、いわばある面では6市町村の任意協の議論では、そういう一面も持ち合わせた議論もありましたから、そういう面では風連町さんだったらおかしいですけれども、お考えいただいた佐藤委員さんなどが、あるいはお話があったように、新しい自治を創造していくというのは、どういう具体的なことにはいかなくても、どういうことをイメージされているのか、そういうものも含めて率直にこれはお互いに議論をした方がもっと見えてくるのかなというふうに思いますので、ぜひ事務所の位置というのは役所の本所だけを決めるということではない議論をする中で、整理をしていかなければ進まないのかなというふうに考えますので。取りとめのない話をいたしましたけれども、率直にお話をさせ

ていただきたいと。

福光委員長：今、高見委員から、本庁の位置だけでなく、それぞれの事務所の性格づけ、これは機構ともかかわってきますけれども、そうしたことを議論していったらいいのではないかというお話だったというふうに思うのですけれども、そのあたりのところ、それぞれの委員の皆さん方から考え方を示していただければというふうに思うのですけれども。

どうぞ、野本委員。

野本委員：野本でございますが、私ども、まさしく今分権の話もされましたけれども、分権であり、住民福祉の側面からやっぱり分散型の分権であって、なお先ほど申し上げましたけれども、住民自治の担保の意味からも分散型のまちづくりという形からいえば、我が町は合併後5年間は合併特例区の道を選びましたし、名寄は合併と関係なく既存の地域自治区と。こうなりますとそれはそれでそここのこれからの仮にこの話が整った後の課題ですから、それが既存の庁舎の有効活用もよろしいかと思えますし、しかも今後先ほどちょっと幹事長からも含みありましたように、この合併の問題が今道内においても三十数パーセント、これはうまくいって三十数パーセント、今後どういったこの新法が適用後の道内における、または上川北部における基礎自治体の基本的な方向づけがどういうふうに話が膨らむかは、これは今後の課題ですから、そういうもの、もろもろも含めてやっぱり新たなこれは違う方の建設委員会との兼ね合いもありますし、まだ十分そこまでは到達し得ませんけれども、私は個人的にはそれぞれ分権分散型をもって、住民の福祉にこたえるという側面からすれば、距離の問題だとか、住民の利便性を諸々考えて、新たな新事務所の建設等々を用いても、当然視野に入るべきだというふうに考えているところでございます。

福光委員長：他に発言ございませんか。

どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員：今度はネームプレートを落とさないように、落ちついてやっていきたいと思えますけれども、佐藤です。

事務所の位置ということで、今議論が始まったわけですが、これはそれぞれ今幹事長のご発言のとおり、現庁舎は今後とも有効に活用していくということが基本ですので、位置はそれぞれ現在の位置に所在するということが、ご理解のとおりだと思うのですが、今回の事務所の位置については、これは言いかえてみれば、管理部門といいますか、市長部局をどっちに置くのだという言い方をしてもいいのかなと勝手に私は理解をしているわけですが、そうすると昭和の大合併で言われたようにその本所、支所というような発想では、今回はいかないというようなことですので、当然そうでなければならぬというふうに思います。

ですから、当初一部であった分担型というのは私は基本的に違うと。例えば分担型というのは風連は農業の町だから農業関係は風連、それから名寄市は都市型の町だから、例えばそれに関する部分は名寄市に置くとか、そういうことではないと。野本委員のご発言のとおり、その分権分散型というのは分担型とは明確にその形を異にするというふうに思います。

ですから、それぞれの地域に住む住民が自治機能を含めて、それから日常のその行政手続

等の不便も含めて、あるいは福祉等のサービス、公共行政サービスもその対等に受けられるというようなことからいっても、それぞれの庁舎がそれぞれの機能を果たしていくべきだと思います。

これについては、合併効果が薄まる、或いは屋上屋だというようなご発言も過去にはあったようですが、それは新しい町の姿、地域分権型の町というのはそうではないのだと、従来のそういう非効率というふうにとらえるのではなくて、それが住民とともに町をつくっていくためには必要な形なのだというふうな理解をしていかなければ、新しい基礎自治体の姿というのは見えてこないのではないかなと思います。

ですから、管理部門あるいは財政といいますか、そういった部門をこれはやっぱり集中しなければいけないでしょうから、そういった部門をどうするのか、事務所の位置というより、これは組織図のあり方をどうするのだというふうな言い方をした方がわかりやすいのかなと思いますね。

事務所は当然、この見本にもあるとおり、南庁舎、北庁舎というのでしょうか、名寄庁舎、風連庁舎というのでしょうか、言い方はいろいろあるでしょうけれども、いずれにしても従来のサービスは従来の庁舎で行うということを基本に置きながら、ただ両方に市長が存在するわけではありませんので、市長部局がどこに存在するのだと、所属するのだというふうなことに少し限ってみた方がわかりやすいのかなと思います。

福光委員長：今、高見委員、あるいは野本委員、佐藤委員から、事務所の位置ということで、本庁をどこに置くのかという議論以前に、いわゆるそれぞれの機能、組織、そうした問題を議論をする必要があるだろうというようなご意見もありましたけれども、一応この事務所の位置については、本庁機能をどこに置くのかということになれば、当然新市の名称とリンクする部分が大いだと思いますので、時間的なこともありまして、今日は事務所の位置については、新市の名称と同じように第4回目の小委員会の継続協議ということにさせていただいて、さらにその事務所の位置に関連して、それぞれの自治の旧自治体の庁舎機能のあり方についても、次回でじっくりと議論をして、意見を出していただきたいと考えますので、4回目の委員会に継続ということにしたいと思いますけれども、如何でしょうか。

高見委員：次の関係もあると思うので、委員長が言われたことはわかりました。

ただ、一つだけ、今佐藤委員さんのお話、私も拝聴しております、実は議論が最終的にというか、いろんな議論をされていくときに、新市の問題あるいは事務所の所在地の問題を含めて議論をしていくとき、今の議論が相当議論になってくるのではないのかと思うのであります。

今日、この場でそのことをお互いに議論するというにはならないということで、次回にということですから理解をいたしますけれども、ただ一つだけ、富永委員さんもおっしゃられておられた、私の受けとめ方の勘違いであればですけど、佐藤委員さんも今お話あった部分は、風連庁舎あるいは名寄庁舎でも、仮にですけども、新たに市長部局というか、置くところは新たな部分ではなくて既存の庁舎を利用してでもいいのではないのかという

お考え方なのかどうなのか、そのところだけ。

私は率直に言って、新たに風連事業所でも、風連庁舎でも、名寄庁舎でも、そういう意味でいって、そして新たに本庁を置くというようなことであるとすれば、私は6市町村の協議会の中でも屋上屋で一体感の問題があるのではないかという思いを持って、発言をさせていただいた訳でありまして、そのところだけちょっと既存の庁舎を利用して分散型、分権型で本庁を市長部局を置くのは、既存の庁舎を利用してでもやっていくのだというような意味合いかどうか、それだけちょっと考え方、もしあれば。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

究極の新しい新市の姿というのは、私は今ご発言のとおりどっちに所属するのでもない。独立した部局が存続することも当然検討すべきだと考えながらの発言でございます。

以上です。

福光委員長：はい、どうぞ。齊藤委員。

齊藤委員：今、佐藤委員と野本委員から出された件について、率直に私の見解も述べさせていただきたいのですけれども、町民に合併することによってこういうふうな町が変わっていく、あるいは住民自治によってプラスになっていくのだと。そういうふうな姿と申しますか、形と申しますか、そういう論議は実はまだここではないですし、建設委員会の方でされると申すのですけれども、どうも伺っていると、そういう思いとは別に、あるいはまたその思いが皆さん方の考えや、もちろん100年の歴史の町ですし、その背中にはたくさんの町民の方がおりますから、そういうことを理解しつつも、どうも形にこだわり過ぎているのではないのかという感じが率直にするわけなのですよね、というのは、町民や市民に一番見える形で出てくるのは、次に論議する議会議員を何名にするか、あるいはこの農業委員をどれぐらいに減らすのか、もう首長や何かなくなるわけですし、教育長、あるいは職員もそれに伴って減っていくと、こういうふうな形での財政面でのメリットというのははっきり出てくる訳なのですよ。

そのときに、先ほどのお話では、新しい自治は非効率を尊重していくのだというふうに言われましたよね、佐藤委員は。すなわち効率で何でも進めていくと、住民への不便など出てくると。これ私、全くそのとおりだと思っているのですよ。

ですから、そういう中で一番の問題を言ってしまうと、今の風連町の議会があった方がもっともっと住民の意見や何かを反映しやすいのですよ。とりあえず5万人未満の議会議員の定数は26名、しかもそれは今の人口構成からいったら26名がそのままいくかといったら、これもまた難しいと。そういうふうになったときに、やっぱり非常に住民の意見や何かが逆に反映しづらくなるわけですね。

そういうふうな問題があるのに、住民自治をすることによって新しい町、新しい住民のためになる町ができるのだというふうに言われているように聞こえるものですから、それはちょっと余りに建前論ではなくて、もっと本音の論議が必要ではないのかという気がする訳な

のですよ。

ですから、私などがあえて、今の事務所の位置などについても、新市の名称とリンクするから、今日、何が何でも結論出さなくてもいいなというふうに思っていたものですから、ですけれどもやはり一番大事な住民自治のあり方、住民の福祉の向上、そういうふうなもので見たときに、どうもその視点の論議よりも、町の今での風連町という立場、こういうのがどうも前面に出てきているような気がするものですから、あえて私、率直に話された内容の感じを述べさせていただいて、これからの住民福祉への特にこれが論議になってくる自治組織のかかわりで、もっとやはりこういう形で住民にはプラスになっていくのだと、そういうふうな意見の開陳を率直に期待をしているものですから、あえてそこに入る前に発言させていただきました。

福光委員長：今、斉藤委員あるいは佐藤委員からの発言が一つ議論のあるところだろうというふうに思いますけれども、このことについては先ほども申し上げましたように、第4回のこの委員会の継続して協議をするということの取扱いで、ぜひ次回の委員会までにそのあたりのところをそれぞれの皆さん方、各委員が十分に考えていただいて、改めて事務所の位置、本庁の位置、あるいは基礎自治体のあり方も含めての議論をしていただきたい。そのためにそれぞれの委員のところで学習をしていただきたいと思いますけれども、新市の名称と事務所の位置については、次回に継続してよろしゅうございますか。

幹事長から発言があります。はい、どうぞ。

今幹事長：当然、結論出ませんから、次回だというふうに今の委員長のさばきですけれども、ただ次回に議論する場合、事務所の位置というのは実は法的に決められておりまして、必ず1カ所きちんと住所を決めなければならないと。1自治体になりますので、新しい市の市役所はここです。こういうふうに決めなければなりません、1カ所。そのことをその事務所の位置と、こういうふうに表現しているのでありまして、そのことと、それから先ほど私が発言した庁舎の機能の問題とはちょっと分けて考えようと。

ただ、一番目に見えてわかりやすいのは、庁舎の機能がどういうふうになるのかというのはわかりやすいものですから、今、委員長さばきのように庁舎の機能とあわせて議論するような資料をつくらなければならないというふうに思っております。

大体、例を申し上げますと、この間講演していただきました西東京市の場合、保谷市と田無市の2市町村の合併です。新しい市の名前が西東京市です。西東京市役所は保谷市何番地に置くと。それから西東京市の庁舎は保谷庁舎、田無庁舎にすると、こういう条例を決めているのです。

それはなぜかといいますと、例えば名寄の場合は今智恵文支所というのを持っていますけれど、名寄の条例は名寄市役所の位置は大通南1丁目とするとだけしかうたっていないのです。智恵文支所は智恵文支所設置条例ということで別につくっているのです。

だから、そういう形にはしないで、西東京市の例をいただいて、新しい市の事務所はこれ1カ所しかありませんので、事務所はここにすると、市役所はここにすると。そして庁舎は

2つ並べるとということにした方がむしろ機能と結びつくのではないかというふうに考えていまして、その辺も次回まで少し議論して考えていただき、私どもも少し資料を用意させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

福光委員長：今、今幹事長の方から発言があったように、この問題については若干事務局の方で資料も用意をしながら、次回に改めてまた議論をしたいというふうに思ひますけれども、よろしゅうござひますか。

（「異議なし」と言う者あり）

福光委員長：それでは、新市の名称、それから事務局の位置につきましては、次回に継続ということにさせていただきます。

時間も8時になろうとしておりますけれども、財産の取扱いについて、前回このことについては説明をする時間がござひませんでした。今日、財産の取扱いについて、事務局の方から説明をいただき、一定程度の結論を出したいと考えております。

できれば、B-項目の議会議員の問題、あるいは農業委員の問題についても若干頭出しをして、今日の会議を終わりたいと考えておりますけれども、とりあえず5番目の財産の取扱いについて、事務局の方から説明をいただきたいと思ひます。

中西事務局次長：事務局の中西です。よろしくお願ひします。

財産の取扱いにつきましては、先例の規約協議の内容につきましては、基本的には新市に財産及び債務は全て引き継ぐという形になるかと思ひます。

実は、風連町さんは合併特例区を選択されておりますので、そこから先の部分につきましては、それなりのものがござひますけれども、新市に一旦引き継いだ上で、合併特例区の部分でどういふふうを考えている部分かについては、話し合いの後に行われると考えております。

それから、財産なり、債務の部分につきましては、事務事業の一元化の中で、全部の財産についてと債務について洗い出しを行っております。それにつきましては皆さんに資料を提供させていただきたいと思っておりますし、それから今日お配りさせていただきました資料は、特定目的のための基金でございます。こちらにつきましては一応項目の列挙だけをさせていただいておりますけれども、それぞれの市、町で目的に沿った形の中で基金が積み立てられております。それらの取扱いについても目的のための基金でございますから、それを合併後はどのようにしていくかという話し合いも当然していただく事になろうかなと思っております。

基金の内容につきましては、もし説明しろということであれば、それはまた用意させていただきますけれども。

福光委員長：基本的には財産の取扱いについては、新市に引き継ぐということが基本であろうというふうに今、事務局の方からの説明がありましたけれども、市民、町民ともに、あるいは各委員の皆さん方もそうですけれども、いわゆる自分たちの町が積み立てた基金はど

うなるのだろうということが心配の一つにあるのではないかと思いますけれども、これらについても一定程度、この小委員会で議論しなければならないのかと考えております。とりあえず財産の取扱いについては、新市に引き継ぐという形をとって、その上でそれぞれの基金やその他の財産については、事務事業の一元化の中でまた改めて資料が出てくると思いますけれども、今すぐはその資料が出るというわけではないですね。

ですから、このことについては、とりあえずこの小委員会で財産の取扱いは新市に引き継ぐというところだけ決定をしていただければと思いますけれども、皆さん方の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

齊藤委員：齊藤ですが、当然だと思います。引き継ぐというのは、

ただ、その関心は基金と同時に、どれだけ債務があるのかということがやはりこれ町民説明会、市民説明会の中では、そこら辺のリアルな資料などもあわせて出していただくと、でき次第ですね、ということで引き継ぐのは当然ではなかろうかと、思います。

福光委員長：起債、その他の問題につきまして、資料につきましてはすぐ出せるだろうと思いますが、出せますね。

どうぞ、幹事長。

今幹事長：原則として新市に引き継ぐということで理解をいただきたいと思います。

そして、先ほど事務局から説明しましたように、風連さんの場合は5年間合併特例区を設定して、財産を持てることになりますから、まずは1回、新市についてこの財産は合併特例区で持つのか、新しい市で持つのかという区分け作業が必要になってくるということになりますので、そういう意味で、もう少しお時間をいただきたいということになります。

それから、基金の方も同様でございますが、一旦新市で引き継ぎますけれども、この使い道について、例えば特定目的基金と言われております、名寄市でいうと名寄文化センター大ホール基金というのは、これは大ホールを建てることしか使えないという基金でございますが、そういうことについて、どの程度まで、どういうふうに使えるのだというのもこれからの課題ということになります。

基本的には今まで目的を持って、その地域のために目的を持って、積み立て基金はその地域のために使おうというのが原則でありますけれども、しかし管理は一元化していくと、いうようなことになります。

それから、基金と債務の資料、これは当然きちんと明らかにします。今日、この基金の金額を入れなかったのは、お金が目的の議論ではなくて、特定目的の基金はこのぐらいあって、特定目的の基金についてはこれからこういう議論をしていきたいと思いますという意味で出しましたので、お金に目がくらんだかと言われぬために金額を入れておきませんので、当然住民説明会のときには、基金がこのぐらいありまして、債務も起債もこのぐらいあります。当然債務負担行為もやっておりますから、債務負担行為もこのぐらいありますということで明らかにしたいと思っております。

福光委員長：今、今幹事長の方から説明がありましたように、この財産の取扱い、それぞれの基金やあるいは起債の問題を当委員会にもしっかりと住民説明に出す資料と同時に、我々の方にも出してもらわなければなりませんけれども、一応財産の取扱いについては、新市に引き継ぐということで決定をさせていただいて、細部についてはまたその都度説明をいただきながら議論をさせていただくということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

福光委員長：それでは、5番目の財産の取扱いについては、新市に引き継ぐということに決定をさせていただきたいと思います。

それでは、若干8時になりましたけれども、少しの時間B-項目について、事務局の方から説明をいただきたいと思います。B-項目の(2)の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、さらには3番目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、これらについて若干事務局の方から説明をいただいて、今日、議論できれば議論をしたいと考えておりますが、時間的に無理であれば次回に議論をとというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、どうぞ。

中西事務局次長：今回お送りいたしました資料の3ページをごらんいただきたいと思ます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いということで、ここに横にA4の資料をお送りさせていただきましたけれども、区分としては三つの方法がございます。合併特例を適用しない場合、定数特例と言われておりますけれども、人数を一旦、2倍以内まで増やす方法。それから在任と申しまして、議員と農業委員会委員の方だけに認められておりますけれども、そのまま身分を引き継ぐ場合と、こんな形になります。

合併特例法を適用しない場合というのは、新設合併の原則でございますので、この場合には法人格がなくなりますので、合併と同時に失職する。それから改めて選挙を行うこととなりますから、設置選挙の日から4年間の任期がございます。それから定数につきましては、真ん中ほどでございますけれども、26人の定数を持っております。人口というのはあくまでも最近の官報で告示された国政調査の人口、またはこれに準ずる全国的な人口調査による人口というふうに決めがございます。

選挙の期日でございますけれども、合併の日から50日以内に選挙を行っていただくことになりまして、この場合につきましては定数がありますから、人数が欠けた場合については補欠選挙がございます。

それから、真ん中の欄になりますけれども、定数特例に関するものがございまして、この場合につきましても、合併と同時に失職した上で、改めて選挙を行うという形になります。この場合、法定定数26人の2倍までの範囲内で定数を定めることができます。上限が2倍までだということであって、2倍にするということではございません。私どもの場合、5万未満の市でございますので26人、52人以内の定数を定めて選挙をいただくということに

なります。これも同じように設置選挙でございますから50日以内と。

それから、3番目、右端は、在任特例という形になります。合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き市町村の議会の議員として在任することができます。2年を超えない範囲という形でございます。最長が2年間だということでございます。

定数でございますけれども、あくまでもこの場合は在任でございますから、それぞれの議員さんの足し算という形になります。この場合は議員さんが減りましても補欠選挙はございません。

一番下、6の欄になりますけれども、合併特例法を適用しない場合、または定数特例をした場合に選挙区を設けることができます。私どもの協議会では選挙区を設けるということで合意ができておりますけれども、条例で選挙区を設けることができる。これは公選法の規定でございます。合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができるというふうに公選法でうたっております。

それから、次のページめくっていただきまして4ページになりますけれども、ここではおよそ今まで適用を受けなかった場合、それから受けた場合ということで、どんな町が方式を選択したかという資料を若干つけておりますけれども、後ほど別に、最近の市に限って、さらに新設合併に限ってどういうふうにしたかという資料をまた別につけておりますので、ここでは説明を省略をさせていただきます。

5ページでございますけれども、市町村議会議員の定数ということで、今15年の1月1日の施行から人口5万人未満の市につきましては、上限数が26人と定められているということでございます。

6ページをお開きいただきたいと思いますけれども、議会議員の定数特例・在任特例の概要ということで、新設合併に限って資料をつくりました。

1番目として、定数特例ということでございまして、設置選挙の際に法定数の2倍を超えない範囲で定数を増加することができる。ここではその下に新市の場合ということで、2段目になりますけれども、人口、平成12年の国勢調査で名寄市が2万7,760人、風連町が5,568人ということで、法定数が26人になりまして、26人の2倍を超えない範囲で定数を定めていただきまして選挙を行っていく。それ以後につきましては4年後になりますけれども、26を超えない範囲で改めてまた条例で定数を定めていただくと、こんな形になります。

それから、在任特例を使った場合ですけれども、一番下になりますが、新市の場合というふうにかぎ括弧した部分がございます。今、名寄市では22名の議員さん、風連町では16人、計38名の議員さんがいます。在任特例を使いますと38人の方が在任しまして、最長の任期が2年間ということでございます。2年を超えますと改めてまた26人を超えない範囲で条例でまた定数を定めていただくと、こんな形になります。

7ページの資料でございますけれども、ここでは一番上の欄、名寄市議会議員の場合ですと15年の5月の1日から、合併の日を18年の3月31日とした場合につきましては、こ

の日まで2年11カ月ほどになるかと思いますが、風連町さんの議会が17年の9月の7日ということになっておりますので、およそ7カ月間、この合併の日から50日以内に選挙をして、新市の議員を定めていただくという、これから26人以下で定めていただくということになる説明でございます。

それから、在任特例でございますけれども、最大ということでこれは合併の日から2年間行うことができますので、名寄市議会議員の場合ですと18年3月31日合併とした場合2年11カ月ぐらい。それから残りの期間が2年間になりますので、ここでは20年の3月30日までということで、さらに1年とそれから11カ月ぐらい任期が増えることになります。

それから、風連町議会の場合につきましては、17年の9月の7日、先ほど申し上げた部分になりますので、最長で20年3月30日までいった場合でも2年7カ月ぐらいの任期になってしまうということでございます。

それから、下の段になりますけれども、名寄市議会議員の任期までと合わせた場合でございますけれども、合併の日まで2年11カ月、さらにその後13カ月になりますので、ここでは名寄市議会議員の場合は4年間。それから風連町議会の場合につきましては、合併の日まで7カ月間、その後19年の4月の名寄市の任期に合わせますと、全20カ月ということになるかと思えます。

一番下は首長の部分でございますけれども、こちらにつきましてはあくまでも合併の日をもって失職するということになりますので、50日以内に選挙をしていただいて、新しい首長が決まると、こんな形でございます。

それから、8ページをごらんいただきたいと思えます。

特例の採用の事由ということで、表を分けて作っております。

一番上の2行につきましては、論点ということでございまして、ここでは地方分権を担う基礎自治体としての基盤強化と効率的な行財政の運営が求められている。議会の身分の取扱い、財政の効率化と地域の声を反映させる議員の立場をどう構築していくかが課題であるということでございます。

といたしまして、在任特例、これは最長でも2年間ということになりますけれども、それぞれ選択した町の理由を記載させていただいております。あきるの市につきましては、現議員として合併後のまちづくりを見届けたい。篠山市につきましては、議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会をつくった経緯もあり、1年ぐらい地域のことを見届けたい。このときはまだ合併が早かったものですから、議員の皆さんの任期の特例がございませんでした。あさぎり市の理由でございますけれども、新市においても地域の実情等を熟知した現議員が合併後1年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成16年度予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成16年4月末日まで在任とする。あさぎり市の場合は15年4月1日の合併でございました。ですから13カ月間在任したことになります。

福光委員長：参事、それちょっと細かく説明しなくても。

中西事務局次長：いいですか、はい。

では、次に は定数特例の部分それぞれの選択の理由を書いておりまして、 では特例を選択しなかった場合の理由を記載しております。

9ページになりますけれども、最近、新設合併した議員数の状況調べということで、丹波篠山から西予市まで、ちょっとネット等で拾っておりますので、誤記があったら申しわけないと思いますけれども、最近の傾向としては在任特例を使用しないところが若干見受けられるようになってまいりました。先に合併したところにつきましては、ほとんど議員の皆さんの在任特例が行われましたけれども、先に始まったところでも東かがわ市ですとか、周南市でしたでしょうか、リコール等が起きている場合がございます。10ページから11ページにかけては、先進事例として、議会議員の特例についてどう協議したかというものを参考として載せております。

それから、12ページ、13ページにつきましては、ここにかかわる法律の部分を書き記させていただいておりますので、先ほどの説明の中に包含される部分と考えております。

それから、14ページになりますけれども、農業委員会の取扱いということでございます。現在、風連町さんには18人の委員さんがおりまして、そのうち14人が選挙で選ばれた委員でございます。名寄市の場合については21人おりまして、選挙による選出委員が15人ございます。

実は、1つの農業委員会にするか、2つの農業委員会にするかという、1市に実は1つ置く場合、2つ置く場合がございます。実はこの場合に行政面積とそれから耕地面積の要件がございまして、新市の場合につきましてはこの面積要件をクリアしておりますので、農業委員会を1つにすることもできますし、2つ置くことも可能だというふうになっております。

それで、15ページの方に、合併後、1、農業委員会を設置した場合の原則ということで、これは特例を使わない場合で、改めて合併の日に新たな選挙を行いまして、任期3年の選挙による委員を決めていただくと。それから選任の委員については合併の日に選任すると。こんな形になります。

中ほどにつきましては、在任特例をした場合でございますので、ここでは選挙による委員につきましては、そのまま1年間を置くことができると。人数につきましても80人以内でございますので、そのまま1年間に限って委員を続けることができるということでございます。

一番下の段が、合併後、2つ以上の農業委員会を設置できるとした場合でございます。これは新しい市になりましても、16ページの上になりますけれども、面積要件を満たすということで、新しい町a農業委員会、新しい町b農業委員会として、そのまま2つの農業委員会を置けるという形の説明でございます。

それから、(エ)といたしましては、ここでは在任特例を使った場合、それから一番下の場合につきましては、従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置した場合ということでございまして、実は区域を変えない場合につきましては、そのままいくことができるという説

明でございます。

非常に走尾って申しわけございませんが、編入の場合については省略をさせていただきます、19ページにつきましてはこちら辺の法律について記載をさせていただいております。

20ページでございますけれども、一番上の区分につきましては、名寄市と風連町の選挙による委員につきましては20人以下と、この基準の中に当てはまっております。

それから、21ページ以降につきましては、それぞれ先進の部分についてこういう形で協議が行われたということでございます。

福光委員長：早口で説明をしていただきましたけれども、この1回ぐらいの説明ではなかなかご理解をいただけないのではないかと考えております。

議会議員の方々は自分たちの問題ですから、よく理解をしているのだらうと思いますけれども、学識委員の方々については、なかなか理解されない部分がたくさんあるのではないかとと思います。

この議会議員の定数及び任期の問題も、それから農業委員の問題も改めて次回にしっかりと議論をしたいと思っておりますし、それまでにどこがどうなのかと率直に質問をしていただく項目を次回までにまとめていただいて、どこがわからないのか、どこがどうなっているのかという質問については、次回にということにしたいと思っておりますし、特に議会議員の問題につきましては、一定程度、両市町議会の中で議論も必要かと思っておりますけれども、しかし当委員会としての一定程度の考え方というものは示していただいて、それをもってそれぞれの議会で議論をしてもらおうというような形が必要かと考えておりますので、ぜひ次回には皆様方の疑問なりが出された後、説明をしていただいて、そして皆様方の意見をしっかりと出していただくということにしていきたいと考えております。

若干、今幹事長の方から訂正も含めて発言がございますので、今幹事長の方からどうぞ。

今幹事長：今です。

7ページをちょっとお開きください。

在任特例等の説明を図表化したものですが、この中で議員の欄で最後の3段目、「名寄市議員の任期までとした場合」という表現ありますけれども、ちょっと誤解を生みやすいのですが、地方統一選挙に合わせた場合と、こういうことでございますので、名寄市の任期を押しつけるということでの表現ではございません。たまたま2年間の間に地方統一選挙ございますので、地方統一選挙に合わせた場合ということで、私も事前に目を通しておきながら、大変気づかなくて申しわけございませんでした。そういうふうにご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

福光委員長：ご理解いただけましたでしょうか。

名寄市議会は統一地方選挙の選挙でございますので、同じ意味だというふうにご理解いただきたいと思います。

時間も8時20分を過ぎましたので、今日のところこのあたりでこの小委員会を閉じたい

と思います。

先ほども申し上げましたように、議会議員の定数あるいは任期の問題、農業委員会の定数、任期の問題につきましては、今日出された資料をしっかりとごらんになっていただいて、わからないところがあれば、ぜひ次回の委員会に質問をしていただきたいと思います。しっかりと事務局なり、あるいは幹事長なりの方から答弁をさせていただいて、共通認識のもとに新市の議員の任期はどうあるべきなのか、あるいは定数はどうあるべきなのか、農業委員の問題も同様に皆様方の意見をしっかりと反映できるような状況をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日の会議を終わりたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：ご異議なしということで、本日第3回目の小項目等検討・・・、事務局の方から、はい、どうぞ。

中西事務局次長：済みません、議題の4番目ということで、よろしくご討議をいただきたいと思うのですが、次回の会議でございますけれども、6月の23日水曜日になりますけれども、午後6時から名寄市民文化センターの視聴覚室で行ってはいかがかということで、ご討議をお願いしたいと思います。

福光委員長：失礼いたしました。

次回の小委員会の開催を決めないで閉じるところでございました。失礼いたしました。

今、事務局から6月の23日午後6時から名寄で開催ということで提案ありましたけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

福光委員長：それでは、次回の第4回の当委員会の開催は、6月23日午後6時から名寄市でということで決定したいと思います。

5. その他

福光委員長：その他、何か事務局の方でございますか。

はい、どうぞ。

中西事務局次長：済みません、1点だけお知らせだけさせていただきたいと思っておりますが、6月の28日の日になりますけれども、この小委員会の協議が一定程度方向がまとまりましたら、合併協議会を開きたいと考えているところでございますけれども、これはあくまでも予定でございますので、小委員会の進行の状況によると思っております。

新市建設委員会の部分では、まだアンケートの集約ができておりません。それからワークショップについても、まだ集約中という状況でございますので、私どもの基本項目の検討の小委員会の流れによって、28日の会議が開かれるかどうかということになるかと思って

おります。このときは風連町で実はやりたいというふうに予定をしております、時間も同じく6時を一応考えております。

福光委員長：そうしますと、合併協議会は6月に開催という当初の予定ありましたね。今事務局のお話ですと、一定の協議が整えばという発言がありましたけれども、一定の協議とは、例えば今日A - 項目の(1)(2)(3)まで、それから(5)と決定をいたしました。それを一定の協議が整ったというふうに理解をしいいのですか。

事務局、どうぞ。

今幹事長：合併協議会の場合は月1回ぐらいのペースでやっていこうということで、6月の28日に実は予定を立てさせていただいております。それを一つの目標にしまして、できればお示ししましたA - 項目については、合併協議会に小委員会として報告をして、そこで決定いただくような方法をとりたいと。ただA - 項目全部そろってやれるかどうかというのは、それは今、中西が言った小委員会の流れということでございますので、いずれにいたしましても余り中を異なりませんし、何とか6月の末の合併協議会に一定程度のものは報告したいと思っております。したがって6月23日に小委員会を設定させてもらいましたけれども、先ほど富永委員さんからお話がありましたとおり、これから委員長と相談しますけれども、例えば懇談会という方式で、この会議ではなくてやったらどうだろうかというご提案もありましたから、そういうような方式ですね。小委員会懇談会というような形ででも、フランクな話し合いができる場合があると、さらに23日の会議が詰まっていくのかなというふうに思っていますので、そういったことをこれから協議していきたいと思っています。

中館委員：中館でございます。

先ほど、正式な会議でないときに発言したのですけれども、余り急いでもらっても風連としては困るのですね。ですから余り日程等も28日に決めるか、23日に決めるかなどというような幹事長の発言ちょっとおかしい、僕に言わせると。やっぱり我々の委員の総意をもってから決めてもらわなかったら、日程等を。その辺等を要望しておきます。

今幹事長：1つの目安にさせていただいて結構でございます。

したがって、A - 項目全部、そういう報告しなければならないという気持ちもってございません。先ほどおっしゃったように。したがって今日まとまった部分だけでもそれは報告できるものであれば、合併協議会に報告していかなければならないだろうと思っています。

先ほど来、余り急いで決めるなということについては、私たちも十分に考えておりますので、その辺は1つの目安というふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

斉藤委員：委員長、次回は議員、農業委員と同時に、自治区の問題についてを主としてではないの。

福光委員長：B - 項目のいわゆる(1)の部分ということですか。

斉藤委員：はい。

福光委員長：そのことについては問題はないと思いますね。当然、今日の中でB - 項目の

(1) を抜いてありますけれども、当然 (1) 入れて議論をしていったいいのではないかと
いうふうに思っておりますけれども。

はい、幹事長の方から説明をします。

今幹事長：まず、基礎自治体のことを少し整理しようという気持ちです。自治区というこ
とについてはこれから制度設計しますので、風連町の特別合併区、名寄の自治区、その制
度設計します。

ですから、まず基礎自治体、新しい市としてはどういう形なのだということを中心にして
議論をしていきたいという気持ちでございます。

福光委員長：それは事務局の方でという意味ですか。それとも小委員会の中でという意味
ですか。

今幹事長：幹事会事務局会議の中で、まずは基礎自治体のことを骨組みつくっていただ
くと、こういうことで考えておりますが、いかがでしょうか。

福光委員長：はい、斉藤委員。

斉藤委員：前回から風連の皆さん方、特に議会代表の皆さん方はこの自治区の問題につ
いてのまたそれによって住民の住民自治なり、あるいは分散型等々含めたまちづくりの大きな
柱というふうに私は受けとめているものですから、やはりそれが具体的にこういうふうな形
で進めることによって、風連町民の皆さん方の願いや何かが伝わるのだという具体的な問題
を含めた論議というのは、やっぱりここかなというふうに思っていたものですから、それ
によってやっぱり議員定数がどうなのだとか、いろいろな形に波及してくるような気がするの
ですよ。

ですから、何か事務局で案をまとめてというよりも、もっとこちら側の方で逆にフランク
な論議をさせてもらった方がいいのではないですか。

福光委員長：今、斉藤委員から発言がありましたけれども、各委員の皆様方はどういった
ようなお考えになっておられるのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思いま
すけれども。

どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員：佐藤です。

いろいろな考え方はできると思うのですが、たたき台として共通の資料があった方が議論
は具体化していくというふうに思います。全く白紙からスタートするという考え方もありま
しょうが、一定の事務局等でまとめた資料をもとに議論を深めていくというより、限られた
時間の中では効率的な議論ができるのかなというふうに考えております。

福光委員長：斉藤委員の発言に対して、今、佐藤委員から、一定程度の資料を事務局案と
いいですか、そうしたものが提示されて、それをもとにして議論した方が議論が深まるので
はないかという意見がありましたけれども、他の委員の皆さん、どのようにお考えになって
おられますか。

はい、どうぞ、林さん。

林委員：林ですけれど、私は今幹事長の言ったような方向でやっていかないと、関連はあるのですけれども、あれもこれもといってやっておいたら、どこで行き先ができてくるのかわからなくなると思うのですよね。

関連あることはお互いにこれ考えながら、当然決められていくと思うのですし、やっぱりそれぞれの段階で今特に言われたA - 項目、これはやっぱりある程度の時期が来たら、きちっとやっぱり決め上げることがなかったら、ちょっと先に進めなくなるような気がいたします。

福光委員長：それぞれ意見が出ましたけれども、他の委員の皆さん方はどうお考えですか。斉藤委員の発言と佐藤委員の発言がある程度違ってはいますけれども。

斉藤委員：逆に言えば、次回に事務局案が出るというふうに理解して、いいのかなと思いますが。

福光委員長：構わないということですね。事務局の方ではそれまでに幹事会が開かれて
・・・・・・・・・・。 暫時休憩します。

(休 憩)

福光委員長：休憩を解きます。再開します。

今幹事長：今ですけれども、自治区の問題につきまして、申し合わせどおりそれぞれの地区に自治区を置くということになってございまして、その自治区制度の設計について、風連町さんの場合の自治区と名寄市の場合少し違いますので、それは現在自治区制度をつくらうと、制度設計をしようということになってございます

ただ、法律が通ったばかりなものですから、その自治法に基づく部分も、それから合併特例法の改正に基づく部分もまだ詳細実は明らかになってございません。したがって先ほど佐藤委員から話があった具体案を見ているような議論でさせていただくということについて、もうちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。私が先ほど言いましたように、基礎自治体をどうするかというところで議員定数なども議論いただければ幸いかなと思っております。議員定数と自治区の問題と絡めて議論すると、これまた複雑になるなというふうに思っております。基礎自治体の部分での議論をお願いしたいと。そして制度設計ができ次第、自治区はその基礎自治体と自治区はどうあるべきだというセットでの議論をお願いしたいというふうに思っております。

福光委員長：斉藤委員、ご理解いただけますか。

斉藤委員：理解はするのですけれども、逆言えば、今度、風連町の皆さん方が町民説明会の中で、やっぱり住民の意思や何かの反映の仕方や何かはどうあるべきなのかという協議や何かをしていく上で、やっぱり委員会は開かれているわけですから、ここで一定のこういうふうな方向でという何かまとまりも何もない中で行っていいのだろうかという気がするのですけれども。それはあくまでも自治組織なのだからそれは当然と、それは認めていくべきだと言われれば、それはそれで私もいいと思うのですけれども、そういうふうに気がちょっとするということがあるということなのです。

福光委員長：はい、野本委員。

野本委員：野本ですけれど、今、今幹事長の発言のことなのですが、これは現実に衆参通過しましたけれども、するであろうという想定の中で今までいろいろ資料説明を聞きまして、それなりの理解をしておりましたけれども、今度、準則も順次流れてくるのでしょうかけれども、だから従来はこの比較資料等のおりなのか、それとも直近のやっぱり正確な資料等が出なければ、おおむねはこのとおりだと思うのですが、可能な限りこれ非常に重要な案件でございますし、可能な限り早い時点で資料整備をして、この委員会でも提示をしていただきたいと思います。

今幹事長：はい、わかりました。

福光委員長：それぞれ齊藤委員の発言を機に、いろいろな意見が出ましたけれども、次回の事務所の位置のところで、議論の中で基礎自治体のあり方というものの議論を若干をしていただいて、そしてB - 項目の(1)に関しては、正確なといいますか、新たな資料が出た段階で私どもの委員会に資料を提出していただいて、改めて議論をするということで、次回については今日残しました、継続しました新市の名称と事務所の位置、それから議会議員の定数及び任期、農業委員会の定数及び任期について議論を深めたいというふうに考えておりますし、時間があればB - 項目の(4)以降についても議論をさせていただければと考えております。

そういうことでご理解いただけますか。

(「異議なし」と言う者あり)

6. 閉 会

福光委員長：それでは、今日のところ当小委員会を閉じたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。